

## 船橋市教育委員会会議 6月定例会会議録

1. 日 時 平成30年6月19日(火)

開 会 午後2時00分

閉 会 午後2時39分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員	教 育 長	松 本 文 化
	委 員	鎌 田 元 弘
	委 員	佐 藤 秀 樹
	委 員	鳥 海 正 明
	委 員	小 島 千 鶴

4. 出席職員	教育次長	金 子 公一郎
	管理部長	栗 林 紀 子
	学校教育部長	筒 井 道 広
	生涯学習部長	三 澤 史 子
	管理部参事兼施設課長	安 藤 明 宏
	学校教育部参事兼学務課長	礪 野 護
	生涯学習部参事兼文化課長	大 屋 武 彦
	生涯学習部参事兼青少年課長	古 畠 秀 昭
	教育総務課長	丸 良 忠
	指導課長	内 海 克 紀
	保健体育課長	八重樫 勝 伸
	総合教育センター所長	小 林 英 俊
	社会教育課長	二 野 史 靖
	生涯スポーツ課長	中 田 進 一
	西図書館長	仲 臺 幸 彦
	文化課主幹	道 上 文
	視聴覚センター所長	小 倉 豊

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第24号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

- 議案第25号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第26号 船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について
- 議案第27号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
- 議案第28号 平成31年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項について
- 議案第29号 船橋市文化財の指定について

### 第3 報告事項

- (1) 第54回船橋市中学校総合体育大会実施計画について
- (2) 北井一夫氏写真展・講演会の実施について
- (3) 平成30年度船橋市小中学校音楽発表会（第40回サマーコンサート）について
- (4) 平成30年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (5) 第38回船橋市中学校英語発表会の開催について
- (6) 平成30年度小・中・特別支援学校「夢・アート展」について
- (7) 21世紀のデジタルプロジェクト企画展「ふなばしの駅～船橋鉄道物語～」の開催について
- (8) 船橋市所蔵作品展について
- (9) 第51回船橋市少年少女交歓大会の報告について
- (10) その他

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

ただいまから、教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

5月14日に開催しました教育委員会会議5月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして会議を傍聴したい旨、2名の方より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

**【教育長】**

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入ります。

はじめに議案第24号について、教育総務課、説明願います。

**【教育総務課長】**

議案第24号、船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示についてでございます。

このたび市長部局におきまして、船橋市文書管理規程の文言をより適正なものとするため改正がございましたので、整合を図るため、船橋市教育委員会公印規程の改正を行うものでございます。

それでは3ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、これまで第11条第1項に定義されておりました「総括文書管理者」の説明を、最初に出てくる第7条第1項に追加し、第11条第1項から削除いたします。

また、第8条第2項中、「決裁文書」を「決裁済文書」に、船橋市文書管理規程に合わせて改めております。

以下、第11条では、「電子計算組織等」を「電子計算機」にするなど、船橋市文書管理規程に合わせて改めております。

また、4ページ、第12条第1項中「作成」を「作成し、」に改め、同条第2項については削除いたします。これは、船橋市教育委員会事務決裁規程別表第2で、部長決裁について規定されていることから重複するため、削除をいたします。

最後に5ページの第4号様式ですが、教育委員会には専用公印がございませんので、「専用」を削除いたします。

改正についての説明は、以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**【教育長】**

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、議案第24号、船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第24号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

議案第25号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

資料8ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条中にある課程、学科及び生徒定員の表につきまして、単位制による課程の導入3年目に伴い、全生徒が単位制による課程を履修することから、学年の欄は設けないように改めます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**【教育長】**

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、議案第25号、船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第25号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

議案第26号、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

このたびの規則につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する必要がありますので、本日の教育委員会会議定例会におきまして、ご審議をお願いするものです。

資料13ページから18ページの新旧対照表をご覧ください。

平成29年4月1日より、学校教育法の一部が改正されました。このことに伴い、船橋市立小学校及び中学校管理規則、船橋市立高等学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の規程の整備を図る必要があります。

具体的には、職員の職及び職務に係る規程の改正になります。

県費負担教職員につきましては、事務職員の職務についての改正、市費負担職員につきましては、事務職員及び業務職員の職及び職務についての改正、高等学校職員につきましては、事務職員及び業務職員の職及び職務についての改正となります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

#### 【佐藤委員】

学校教育法の一部改正ということですが、その一部改正の簡単な内容と、その趣旨は何なのか、教えてください。

#### 【学務課長】

学校教育法の改正ということでございますが、学校教育法の第37条の第14項に、事務職員の職務規程の改正による文言がございまして、その整備が行われた関係で、県費負担教職員の事務職員の副主査及び主事の職務に係る規程を、「上司の命を受け、担当事務をつかさどる」というふうに改めることとなります。

担任の事務をつかさどるということに関しましては、管理職の命を受け、事務職員がその専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担当事項として処理することで、より主体的、積極的に学校運営に参画することを目的とすることとしております。

以上でございます。

#### 【佐藤委員】

事務職員も、学校の教員と同じように一員としてやってほしいという意向のもとで文

言が変わったということによろしいですか。

**【学務課長】**

学校運営に関しまして、事務職員も積極的に学校運営に参画していただくというところから、このような整備がされたところでございます。

**【鎌田委員】**

関連してですけれども、私この間研修に出ささせていただいて、先生方の労働負担の軽減というような研修を受けてきたのですけれども、そういうようなことが背景にあるのでしょうか。その上で担任事務の負担を事務の皆さんがお手伝いをするという、そういう意味合いも含めておられるのでしょうか。

**【学務課長】**

鎌田委員からお話があったように、教員の負担軽減ということも含めまして、例えば小学校から中学校に上がる児童生徒の名簿について、小学校から事務に引き継ぎをしまして、その名簿を使わせていただくとかいう形で、できるだけ教員の負担を事務室でカバーできることはカバーしていくということも目的の一つに入っております。

**【教育長】**

ほかにございますでしょうか。

それでは、議案第26号、船橋市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第26号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第27号について、学務課、説明願います。

**【学務課長】**

議案第27号、船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。

このたびの訓令につきましては、船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する必要が

ありますので、本日の教育委員会会議定例会におきましてご審議をお願いするものでございます。

資料25ページから29ページの新旧対照表をご覧ください。

資料につきましては、机の上に配らせていただきました議案第27号のものでご覧いただければと思います。

千葉県の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」が一部改正されまして、育児または看護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限に係る規程が改正されました。

このことに伴い、船橋市立学校職員服務規程の整備を図る必要がございます。

具体的には、船橋市立学校職員服務規程第7条及び第7条の2の文言を新旧対照表の25ページのように改めまして、また、3号様式の2、3号様式の3を新旧対照表の26ページから28ページのように改めるというものになります。

また、千葉県の「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」が改正され、条例名が、「職員の分限に関する条例」に変わりました。

これに伴い、この条例を引用している規程を改める必要がございます。

具体的には、船橋市立学校職員服務規程第14条第1項を、新旧対照表26ページのように改めるものでございます。

また、千葉県の「職員の配偶者同行休業に関する規則」が改正され、配偶者同行休業の期間を再度延長することができるという規程が新たに加わりました。

これに伴い、配偶者同行休業に係る規程の整備を図る必要がございます。具体的には、船橋市立学校職員服務規程第13号様式の20における1「申請の区分」及び5「延長の期間」の欄に配偶者同行休業の再度の延長に係る項目を追加するというものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 【教育長】

何点かありましたけれども、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

#### 【佐藤委員】

深夜勤務というものを教えていただければと思います。

#### 【学務課長】

基本的には通常の勤務ではございません。例えば、東日本大震災等、大災害が起こった際、学校で職員が勤務せざるを得ない状況が起こったときに、校長が職員に対して深夜の勤務を命ずることができるようになっておりますので、そういうことに関しましてお子さんを育てている方や介護を必要とされる方については、そこは制限することがで

きるということでございます。

**【佐藤委員】**

ちなみに、我々が子供のころに、よく先生が泊まっていたとか、あと運動会の前の日は何人もの先生が泊まっていたとか、そういう話を聞くのですが、そういうものもいわゆる深夜勤務だったのでしょうか。

**【学務課長】**

今、お話がありましたように、それも深夜勤務に当たります。

昨年度は市内の中学校で一校だけ体育祭の前日に宿泊の申請が出ておりました。

**【佐藤委員】**

ありがとうございました。

**【教育長】**

今は本当に、もう少なくなりました。学校が荒れているときなどにありましたね。今は落ち着いてきているので。

**【鳥海委員】**

配偶者同行休業とは、どういう状態をいうのか、教えていただけますか。

**【学務課長】**

今、船橋市の教員でも2名が、この配偶者同行休業でお休みをしているのですが、2名ともご主人が在外派遣が決まりまして、一人はミュンヘン、一人はバンコクに今行っているのですが、その奥さんが旦那さんについて外国に行くときに、この配偶者同行休業を申請して一緒に海外に行くことができる、そういう仕組みでございます。

**【鳥海委員】**

わかりました。

**【教育長】**

以前は、やめて行かなければいけなかったのですが、今はこういう制度ができて休業がとれるということで、帰ってきたらまた復帰できるというふうになっています。ほかにいかがですか。

それでは、議案第27号、船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第27号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第28号について、指導課、説明願います。

**【指導課長】**

議案第28号、平成31年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項について、ご説明いたします。

要項は、資料33ページ以降でございますので、ご覧ください。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の生徒募集並びに入学者選抜の大綱を決めること。また、船橋市立高等学校管理規則第24条には、単位制による課程の第1年次生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示するとございます。

市立船橋高等学校は、千葉県の公立高等学校の一つであるため、千葉県県立高等学校入学者選抜要項に準じて選抜事務を進めているところでございますが、市立船橋高等学校の入学者選抜要項につきまして、6月中旬に千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議におきまして、ご審議をお願いいたします。

まずはじめに、千葉県の公立高等学校の入試制度におきましては、昨年度と比べまして、応募資格、選抜方法に大きな変更はございません。本市の選抜要項も、制度及び選抜内容は、昨年度とほぼ同様でございます。

資料36ページの3をご覧ください。

前期選抜の検査の期日は平成31年2月12日及び13日でございます。

第1日目、学力検査を、国語、数学、英語、理科、社会について、各50分で実施いたします。

第2日目、普通科は自己表現、商業科は自己表現と面接、体育科は適性検査を実施いたします。

第2日目の自己表現とは、35ページ2の(2)に記載しております市立船橋高等学校が期待する生徒像につきまして、出願の時点で自分がどの項目に該当するのかを自己申告しまして、実施いたします。

この自己を表現するという検査方法は、人物にすぐれ、学習意欲に富み、目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲のある生徒を確保することを目的としております。

体育科につきましては、適性検査として幾つかの運動種目から選択して実施いたします。

以上、文言の整理や検査日、発表日の日付等の変更以外は、昨年度と同様でございます。

なお、入学者選抜要項を要約した募集要項は、本市のホームページにも掲載する予定でございます。

以上でございます。

#### 【教育長】

以上、説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

#### 【鎌田委員】

大学のほうから見ますと、今、大学入試でセンター入試等の変更があり、それに伴い高大接続、高校と大学接続のプログラムを充実させようなんていうことがあるのですが、例えば高大接続、主に普通科が該当するのかもしれませんが、高校の入学者選抜の中に、そういうような高大接続による取り組みは、前提になるような事項というのは入るのでしょうか。

それとも、そういうような高大接続というのは制度の一環なので、結局、プログラムの中に変えればよくて、入学時には影響しないものなのでしょうか。

#### 【指導課長】

高大接続に関して入試制度の変更ということは、まだ県の教育委員会でも決まっておられません。ただ、それとは別になりますが、今の中学1年生が3年生になるときは、入学試験、今、前期、後期、2回受けられるようになっておりますが、そのときには一本化される見通しでございます。

#### 【教育長】

ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第28号、平成31年度船橋市立船橋高等学校第1年次入学者選抜要項についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第28号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第29号について、文化課、説明願います。

**【文化課長】**

議案第29号、船橋市文化財の指定について、文化課よりご説明をさせていただきます。

今回の文化財の市指定は、先月の教育委員会会議で平成30年第2回船橋市議会定例会へ提出予定の補正予算として説明をさせていただきました取掛西貝塚で売買相談があった土地を、市の文化財に指定し、遺跡の保全を図る議案となっております。

資料の49ページを見ていただきたいと思います。

ピンクのマーカがついているところですが、今回の土地は、取掛西貝塚、約7万6,000平米のうち東端に位置する広さ約1,400平米の土地を、この2月まで、所有者がこの土地で給食や食材供給を行う事業所として利用していた土地でございます。

資料の48ページに戻っていただきまして、市の文化財審議会からの答申をご覧くださいと思います。

取掛西貝塚全体につきましては、概要を述べますと、本貝塚は、約1万年前の縄文時代早期前半を中心とした貝塚、集落跡でございます。

また、東京湾岸において、初期の貝塚文化が成立し、日本列島で定住生活が始まった時期の集落であり、当時の社会・生活・環境を解明する上で、また、本市の歴史の正しい理解のためにも大変重要な遺跡となっているものでございます。

今回ご審議いただく土地につきましても、これまでの隣接地4回の発掘調査及び昨年度の学術調査において、こうした埋蔵文化財があるものと判断しております。

なお、土地の所有者は、前回ご説明したとおり、早期の売却を望んでおります。市といたしましては、市の指定史跡とした上で、市で土地を購入し、貴重な遺跡を現状保存し、後世に伝えていきたいと考えておりますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

文化課からは、以上です。

**【教育長】**

ただいま、説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

私の勘違いかもしれませんが、これは購入される土地という話でしたけれども、建物が建っているという話でしたよね。それで、そこは発掘作業をしないと思っていたのですけれども、違うのですか。

【文化課長】

建物は建っております。この建物の設計図面を全部取り寄せ、基礎が浅いということを確認しておりますので、建物は建ってはいるのですけれども、その下に遺跡がきちんと保存されているという状況ですので、そのまま地面を保存させていただきたいということでございます。

【教育長】

ほかに、いかがでしょうか。

【文化課長】

一つ追加させてください。

調査はするののかということですが、遺跡の保存と整備は一体ですので、まだ先になるかもしれませんが、整備する段階においては、ここの場所も確認調査をいたします。

【鎌田委員】

ちょっと細かいところですが、48ページの資料一番下の言葉ですが、お話の中で「保存」という言葉が出てきますし、「保全」という言葉が出てきますし、ここは「保護」とありますけれども、概念上、ここはこういう言葉が適切というものはあるのでしょうか。

【文化課長】

大変失礼いたしました。保存ですね。使い分けがきちっとできていないところは、すみません、私の手落ちでした。

保存で、よろしく願いいたします。

【教育長】

全て保存なのですか。

【文化課長】

はい、保存です。

**【教育長】**

最後の保護のところも。

**【文化課長】**

はい。本来は保存という言葉を使うべきでした。

**【教育長】**

保存ですね。

ほかに何か質問はございますでしょうか。

それでは、議案第29号、船橋市文化財の指定についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第29号につきましては、原案どおり可決いたしました。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、保健体育課、報告願います。

**【保健体育課長】**

それでは、第54回船橋市中学校総合体育大会実施計画について、ご報告いたします。  
資料の53ページをご覧ください。

本年度も、船橋市中学校総合体育大会が、7月7日土曜日の水泳を皮切りに、6日間で17の競技が行われます。大会日程及び会場の一覧を61ページに掲載してございますので、ご覧ください。

教育委員の皆様には、各競技で活躍する選手の姿をご覧いただきたく、別紙にて巡回のご案内をさせていただきました。

大変お忙しいとは思いますが、ご都合のつく日がございましたらご連絡をお願いいたします。

なお、一番下にごございます駅伝につきましては、10月20日土曜日の開催となります。詳細が決まりましたら、改めてご案内させていただきます。

以上です。

**【教育長】**

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

夏休み前の、1週間前の土日から、水泳はちょっと早いですが、こうして始まるということで、夏休み前に終わってしまう学校もあるのではないかと、ちょっと心配はしているのですけれども。何か県大会の日程の関係のようです。

よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項（2）について、西図書館、報告願います。

**【西図書館長】**

報告事項（2）、北井一夫写真展・講演会の実施について、ご報告をさせていただきます。

資料63ページをご覧ください。こちらは、今回の事業のチラシでございます。

船橋市在住で、日本を代表する写真家のお一人であります北井一夫さんの写真などを展示するギャラリー展「フナバシストーリー」を6月15日金曜日から7月8日日曜日まで西図書館で開催しております。

また、「フナバシ80'sストーリー」と題したトークショーを7月7日土曜日、午後2時より西図書館多目的室にて開催いたします。

今回の展示は、1980年代、新興住宅地でありました船橋の様子、特に団地で暮らす人々の生活を切り取ったフォトエッセイ「フナバシストーリー」に掲載した写真を中心に、文化課のご協力のもと、市の所蔵するオリジナルプリントの中から、北井先生が自ら展示作品22点を選ばれております。

また、図書館ならではの展示として、このフォトエッセイの中の印象的な文章も展示で取り上げまして、『写真』と『文章』の双方から、“80年代の船橋”を感じられる展示となっております。

トークショーでは、船橋市写真連盟会長の神保君雄氏を聞き役に、当時の船橋市の様子や撮影の裏話などをお話しいたします。

事業の案内は、6月15日号の広報ふなばし、市ホームページ、facebook等でのお知らせをさせていただいたところです。

なお、トークショーにつきましては、先着50名の事前申し込み制のところ、受け付け2日目の16日の午前中のうちに定員いっぱいとなっております。

西図書館からの事業の説明は、以上でございます。

**【教育長】**

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【鎌田委員】**

1980年代なる団地が保護ができてきたところで、都市計画のほうから見ても大変すばらしい企画だなというふうに思います。楽しみだなと思います。

以上です。

**【教育長】**

ほかにご質問はよろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（3）から報告事項（9）につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項（10）、その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

無いようですので、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで、教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時39分閉会